[事案 23-159] 復活手続遡及請求

· 平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

失効契約につき保険会社から復活の承認を得た後、保険料を支払いに行った際、入金を 失念してしまった。その後、入院したので給付金を請求したところ、保険料の入金が復活 の要件であるとして支払不可とされたことを不服とし、給付金支払を求めて申立てがあっ たもの。

<申立人の主張>

平成22年11月に成立した契約が平成23年5月1日に失効した。5月11日付で復活を申込んだところ、12日に募集人より復活が承認されたと連絡があった。その際、17日に別件で保険会社に行く用事があるので、その際に保険料を支払う約束をしたが、当日は別件の話が長引き、復活保険料を持参していたにもかかわらず、保険料の入金を失念してしまった。翌日、被保険者が交通事故にあったため、入院給付金・手術給付金を請求したところ、保険料の支払いが復活の要件であるとして給付金支払が不可とされた。

しかし、復活保険料の入金があるまで、復活の効力は発生しないとの説明がなかったこと、 および募集人が領収証を準備していたにもかかわらず、復活保険料支払いにつき指摘がな かったのは保険会社の責任であることから、復活の効力を復活保険料支払予定日(5月17 日)に遡及させ、入院給付金・手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)復活手続時、募集人が「復活お申込みのしおり」をもとに、復活の効力開始日について説明した。
- (2)保険会社には、復活保険料を支払うよう指摘する法的義務はない。また、5月17日は、 別件について、およそ3時間にわたり申立人が一方的に話し続け、募集人は、保険料の 支払いを指摘できるような状況ではなかった。
- (3) 上記状況から、そもそも申立人には5月17日に復活保険料を支払う準備があったかどうかも不明である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面の内容にもとづき審理した結果、下記の事実により、申立契約の復活の効力発生日を、5月17日に遡及させ、同月18日の保険事故による入院給付金・手術給付金の支払を請求することができる理由は見出せないことから、申立内容は認められないため、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

(1)生命保険契約は、いわゆる附合契約【注】であるから、契約者は、約款の内容を具体的に認識していなくても、約款に拘束される(保険契約は約款の規定する内容で成立する。)と理解されている(判例・通説)。約款の「保険契約の復活」には、「この保険契

- 約は、延滞保険料の払い込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。」と規定されている。従って、申立人が上記規定を認識していなくても、その規定に拘束される。
- (2) 申立人が自署・押印している復活申込書には、「復活を申し込むにあたり、『復活お申込みのしおり』の内容を確認のうえ、受領いたしました。」との記載があり、「受領印」欄には、申立人の押印が存在する。
 - そして、「復活お申込みのしおり」の「ご留意いただきたい事項」には、「復活の効力は 当社が復活を承諾し、復活保険料を受け取った時から発生します。」との記載があること から、申立人は、復活の効力が復活保険料を支払った時に発生することを認識していた ものと強推認される。
- (3) 申立人が、5月17日に保険料を持参していたことが真実であれば、申立人が、復活の 効力は保険料を支払った時に発生することを認識していた事実を裏付けるものであり、 復活保険料を支払うか否かは、申立人の意思に基づくものであって、保険会社から、保 険料の支払を請求する義務はない。
- 【注】附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項(普通契約約款) を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具 体的に知らなくても約款に拘束されると解されています。